

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

- 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則及び公舎管理規則の一部を改正する規則（大学課）…………… 1

公布された法令のあらまし

- 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則及び公舎管理規則の一部を改正する規則（規則第20号）
公立大学法人兵庫県立大学について、芸術文化観光専門職大学に係る業務を行わせるとともに、法人名を改称すること等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

規 則

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則及び公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第20号

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則及び公舎管理規則の一部を改正する規則

（公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則の一部改正）

第1条 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則（平成25年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改める。

第1条中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に、「以下「業務運営等」」を「第23条において「業務運営等」」に改める。

第2条中「以下「監査報告」」を「第6号において「監査報告」」に改め、同条第2号中「公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例」を「兵庫県公立大学法人の設立等に関する条例」に、「以下「条例」」を「第18条において「条例」」に、「以下この条」を「次号及び第4号」に改める。

第19条第1項に次の1号を加える。

(5) 芸術文化観光専門職大学

（公舎管理規則の一部改正）

第2条 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「職員（）」を「地方公務員（）」に、「職員を」を「者を」に改め、同項第4号中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に、「以下」を「第12条において」に改める。

第6条第2項第1号中「副知事」の右に「、教育長」を加え、「監査委員、教育長」を「監査委員」に、「本庁の部局長」を「部局長（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第3号に規定する部局長をいい、警察本部長を除く。）」に、「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改め、「同等若しくは」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。